

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 61 年 3 月

昭和 47 年ごろ国民年金に加入し、妻が、私と妻の二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していた。

私と妻とで未納とされている期間が異なっており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも前後の期間は納付済みであり、それぞれ 3 か月及び 1 か月と短期間であるとともに、申立期間については、集金人に一緒に納付していたとする妻の国民年金保険料については納付済みとなっている。

また、申立人夫婦は昭和 44 年から申立期間を含む平成 14 年まで店を経営しており、生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの期間、59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間及び平成 2 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から同年 12 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで  
③ 平成 2 年 1 月

20 歳になったときに父が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 44 年に店を開業し、45 年 12 月に結婚した後は、私が、私と夫の二人分の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①、②及び③はいずれも前後の期間は納付済みであり、それぞれ 3 か月、9 か月及び 1 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間については、集金人に一緒に納付していたとする夫の国民年金保険料については納付済みとなっている。

さらに、申立人夫婦は昭和 44 年から申立期間を含む平成 14 年まで店を営営しており、生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 54 年 2 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料について、付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 61 年 2 月まで

国民年金の加入手続をする際に、姉妹たちから将来のことを考えて絶対に付加保険料を納付した方がいいと言われ、国民年金保険料額に 400 円ずつ加えて納付した。年金手帳にも「附加年金」というゴム印が押してあり、付加保険料を含めて納付してきた記憶がある。申立期間の付加保険料が納められていないという記録に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳には、「54.2.15」の国民年金任意加入の資格取得日及び「附加年金」のゴム印の押印が確認でき、A 市では、当時「附加年金」のゴム印を使用していたと回答していることから、申立人は、国民年金任意加入の資格取得と同時に付加保険料の納付の申出を行っていたものと考えられる。

さらに、申立人は付加保険料を納付するきっかけについて、申立人の姉妹から勧められたと主張しており、申立人の姉妹は、申立期間以前から付加保険料を納付していることから、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 60 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月区長に手渡していた。妻は申立期間の国民年金保険料を納付しており、私の国民年金保険料だけ納付しないということは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料と自分の国民年金保険料を合わせて納付していた申立人の妻の申立期間に係る加入手続及び納付方法の記憶は具体的かつ鮮明であるとともに、その内容は当時の国民年金の納付状況に照らしても不自然さは無く、申立人の妻は、申立期間を含め保険料の未納期間が無いことから、申立人は申立期間に係る保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

社会保険庁の記録では、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料は未納とされているが、領収証書を所持していることから、社会保険事務所に確認したところ、納付の事実は認められた。しかし、時効後に納付しているので、この納付は無効であり、申立期間の国民年金保険料を還付すると言われた。

30年以上も放置し、今になって徴収した国民年金保険料を還付するというのに納得できないので納付済みとすべきである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和49年4月から同年9月までの6か月分の国民年金保険料を一括で納付したことを示す51年8月30日付けの領収証書があり、このうちの申立期間の保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない期間も含めて申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

申立期間に係る国民年金保険料が納付された昭和51年8月30日が、過年度保険料の納期限である51年7月末日を経過していることを理由に、時効により保険料を納付できないから保険料を還付するとして、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

私は、厚生年金保険に加入していた会社を昭和59年2月に辞めた後、妻が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月以降に払い出されていたことが推認され、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人の妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと主張する59年2月前後以降、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻の申立期間に係る記憶は曖昧なため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年12月まで  
A市の男性職員が集金に来ていたので、申立期間の国民年金保険料は、昭和41年ごろから1年間ぐらいの期間で月ごとに納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和41年ごろから1年間ぐらいの期間で月ごとに納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年12月21日に夫婦連番で払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、A市の職員が集金に来たと主張しているが、A市は、申立期間当時、市職員による集金はなかったとしており、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、申立期間については、申立人の妻も申立人と同様に未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に納付していたので未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 49 年度及び 50 年度の A 町の国民年金保険料領収証には、申立期間直前の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までは検認印が押しであるものの、申立期間については検認印が無い上、A 町の被保険者名簿においても申立期間の保険料が納付されている形跡は見当たらない。

また、申立人が一緒に納付したとする申立人の夫に係る A 町が保管する国民年金被保険者名簿には申立期間に係る国民年金保険料の納付日の記載があるが、申立人に係る同名簿には、当該期間は納付日の記入が無い上、同名簿の記事欄には昭和 50 年 4 月及び同年 9 月納入催促済、同年 10 月には納入の必要性や免除のことなど詳細に通知したと記載があるとともに、申立人も当該通知があったことを記憶していることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月及び同年 4 月並びに 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月及び同年 4 月  
② 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、納付書により毎月銀行で納付したが、領収書は手元に残っていない。国民年金保険料は夫の給料から払っており、納付には困らなかった。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、社会保険事務所の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれの記録においても、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 56 年 3 月に国民年金の被保険者資格を喪失し、次に国民年金の被保険者資格を取得したのは 57 年 5 月となっていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であるとともに、申立期間②についても、同資料では、58 年 10 月に国民年金の被保険者資格を喪失した記録を確認でき、申立期間①と同様に未加入期間であることから、申立期間に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立期間①については、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、国民年金の加入<sup>あいまい</sup>手続をした時期を覚えていないなど、申立人の記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

A社で勤務した厚生年金保険被保険者の記録は、昭和 39 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までとなっているが、結婚退職する 40 年 8 月 1 日までは、同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に係る昭和 39 年 10 月の定時決定の記録は確認できず、その事務処理には不自然な点は見当たらない。

また、同僚の証言に基づき、当該同僚の勤務期間及び厚生年金保険被保険者期間を見ると、いずれも未加入期間が推認できることから、A社においては、勤務期間すべてについて厚生年金保険被保険者期間としていた事情はうかがえない。

さらに、A社は現存しておらず、事業主の連絡先は不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 201

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで

私は、病気で入院してしまったため、会社に迷惑がかからないようにと思い昭和 34 年 5 月末に退職した。そのため、脱退手当金の手続はしていないし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 9 月 1 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であった上、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言、関連資料等はなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで  
申立期間は、A市にあったB事業所という店に勤務していた。会社名はC社かD社であったと思う。給料から厚生年金保険料を引かれていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A市のB事業所に勤務していたと主張し、16人の同僚の氏名を挙げているが、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、同事業所を経営していたC社を引き継いだE社は、平成17年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日前の記録は確認できないことから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、社会保険庁の同社に係るオンライン記録に申立人が挙げた16人の同僚の氏名も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A市内におけるBという名称の事業所は、上記のほかに二つの事業所が確認できる。これらの事業所のうち、一方の事業所は昭和33年9月1日から47年10月31日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、事業主は連絡先不明であり、事業所からの回答を得られない上、社会保険庁の同事業所に係るオンライン記録に申立人の氏名は無く、申立人が挙げた16人の同僚の氏名も見当たらない。もう一方の事業所は、社会保険庁の同事業所に係るオンライン記録に申立人が挙げた1人の同僚の氏名が確認できるものの、同記録に申立人の氏名の記載は無い上、同事業所は55年3月1日から61年11月11日まで厚生年金保険の適用事業所であり、事業主は連絡先不明であることから、同事業所からの回答を得られない。なお、当該同僚は、「申立人と同じ地方出

身の女性がいた記憶はあるが、それがいつごろであったか、また、それが申立人と同一人物であるかはわからない。」と証言している。

さらに、申立人が挙げているD社は、「我が社はB事業所等で使用する機械のメーカーで、店は経営しておらず、C社とはグループ会社であったが、人事の交流は無かった。」と回答している上、社会保険庁の同社に係るオンライン記録に申立人の氏名は無く、申立人が挙げた16人の同僚の氏名も見当たらない。

加えて、C社及びD社の関連会社であるF社についても調査した結果、同社は昭和55年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日前の記録は確認できないことから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、社会保険庁の同社に係るオンライン記録に申立人が挙げた16人の同僚の氏名も見当たらない。

また、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。